



南関町公告第8号の2

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定により、南関町職員における女性の職業選択に資する情報について、別紙のとおり公表する。

令和3年2月16日

南関町長 佐藤 安彦

